総社市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片 岡 聡 一

## 総社市条例第2号

総社市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

総社市特別職報酬等審議会条例(平成17年総社市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(所掌事項)	(所掌事項)
第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。	第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。
(1)略	(1)略
(2)市長、副市長 <u>、</u> 教育長 <u>及び政策監</u> の給料の額に関すること。	(2)市長,副市長 <u>及び</u> 教育長の給料の額に関すること。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。